

# 重要事項説明書

令和8年4月1日

## 1. 事業の目的と運営の方針

合同会社 リアン・ココモサ（以下「本事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションこきち（以下「本事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正な確保をするために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

1 本事業所が実施する指定（介護予防）訪問看護は、利用者が介護予防状態及び要介護状態等となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業に当たっては、利用者の所在する市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

5 指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前5項のほか、介護保険法及び下関市の条例に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## 2. 本事業所の概要

### (1) 概要

事業所名	訪問看護ステーション こきち
所在地	下関市武久町丁1目46番8号 コーポ武久102号室
連絡先	電話：083-242-4402 FAX：083-242-4403
管理者名	道下 由利子
事業所指定番号	介護保険コード：3560190559 医療保険コード：0190559
通常の事業の実施地域	通常の指定（介護予防）訪問看護の実施地域は、下関市全域（離島及び長府圏域並びに東部圏域、各総合支所管内は除く。）の区域とする。地域外については、相談の上とする。
営業日	月曜日から金曜日までとする。
営業時間	8:30 から 17:30 までとする。
営業を行わない日及び緊急時訪問看護	(原則)土、日、祝日、年末年始を除く。 24時間常時電話等による連絡・相談・訪問が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

### (2) 職員体制

従業者の職種	員数	備考（兼務の有無等）
管理者名	看護師1名（常勤職員）	看護師兼務
看護職員	看護師及び准看護師3名以上	（内、1名管理者兼務。）

### (3) 職務内容

従業者の職種	職務の内容
管理者	管理者は、主治医の指示書及び居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
看護師及び 准看護師	看護師（准看護師を除く。）は主治医の指示書及びケアプランに沿って、（介護予防）訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画書」という。）を作成する。作成した訪問看護計画書に基づき指定（介護予防）訪問看護を実施する。

### 3. 指定（介護予防）訪問看護の内容

- ・ 本事業所で行う指定（介護予防）訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供と当該計画書の交付計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプランに沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供を行うものとする。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定（介護予防）訪問看護。
- (3) 訪問看護報告書の作成。
- (4) 主治医等関係者への情報提供、地域包括支援センター等との必要な連携。

### 4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者及びそのご家族等は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
- (2) 訪問看護サービスのご利用にあたっては、主治医からの訪問看護指示書の交付が必要となります。主治医への指示書料につきましては、該当保険でのご請求で利用者様負担となります。
- (3) サービス従事者は、主治の医師の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとなります。
- (4) 利用者の担当となるサービス従事者の選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため当事業者が行うものとし、利用者がサービス従事者を指名することはできません。
- (5) 利用者が、担当のサービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明示して、本事業所までお申し出下さい。但し、業務上不適当と判断される事由が無いと判断される場合には、サービス従事者の変更を致しかねる場合がございます。
- (6) 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので、予めご了承下さい。
- (7) サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。
  - ① サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができません。
  - ② 現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管して下さい。
  - ③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させていただきます。
  - ④ 利用者及びそのご家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス、その他衛生用品等の使用をサービス従事者に無償で提供するものとします。
  - ⑤ 利用者及びご家族並びにその付添人は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き、事業者の使用する自動車に乗車することはできません。

## 5. 緊急時等・事故発生時における対応方法

・指定（介護予防）訪問看護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(1) 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2) 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 6. 損害賠償責任保険

保 険 会 社	損害保険ジャパン株式会社
---------	--------------

※ 但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意又は過失が存在するに限られます。

また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることとなります。

## 7. 秘密保持・個人情報保護について

・業務上知り得た利用者及びご家族様に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしませんが、但し、事務所がサービス担当者会議等において、個人情報を用いることにつきましては、同意をお願い致します。

## 8. 身体拘束の廃止(身体拘束最小化の取組)

・別に定めるやむをえない場合を除き、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束致します。

## 9. 虐待の防止について

・本事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年2回以上実施する

(2) 虐待の防止に係る責任者を選定する。

役職：代表社員（管理者）道下 由利子

(3) 虐待の防止のための指針を整備する。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催する。

・本事業所は、虐待又は疑われる事案が発生した場合には、速やかに市へ通報する。

## 10. 風水害中止基準

### 【利用前日】

・明らかな、台風災害など自然災害の発生が予測される場合には、事前に電話連絡で臨時休業をお知らせ致します。

### 【利用当日】

・午前8:00時点で下記の警報が発令されている場合は、8:30までに臨時休業の連絡を行うか判断致します。

### 【警報の種類】

・暴風警報、大雨と洪水警報の同時発令、大雪警報、暴風雪警報、地震警戒宣言、災害特別警報など(状況により)本事業者が実施可能か判断致します、

### 【臨時休業の決定】

・管理者の判断と致します。

## 11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 本事業者は、利用者からの指定（介護予防）訪問看護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。

(2) 本事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

### ※対応等の概要

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認
- ③苦情等解決責任者への報告
- ④苦情解決に向けた対応の実施
- ⑤原因究明
- ⑥再発防止及び改善の措置
- ⑦苦情等解決責任者への最終報告
- ⑧苦情申立者に対する報告

### ※事業者及び本事業所以外の苦情等相談窓口

本事業所 (管理者)	住 所	下関市武久町丁1目46番8号 コーポ武久102号室
	電話番号	083-242-4402
	F a x	083-242-4403
	受付日時	8:30～17:30分までとする。(原則) 土、日、祝日、年末年始を除く。)
下関市福祉部 介護保険課 事業者係	住 所	下関市南部町1番1号
	電話番号	083-231-1371
	F a x	083-231-2743
	受付日時	8:30～17:15分までとする。土、日、祝日、年末年始を除く。)
山口県国民 健康保険団 連合会	住 所	山口市朝田1980番地7号 国保会館
	電話番号	083-995-1010
	F a x	083-934-3665
	受付日時	8:30～17:30分までとする。土、日、祝日、年末年始を除く。)

## 12. 利用料等

### 【介護保険が適用される場合】

- ・サービス利用料金は、介護保険法に定める介護給付費（介護報酬）に基づいた次の金額となります。
- ・利用者負担金額は、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額となります。

算定項目	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	3,140円	3,030円
30分未満	4,710円	4,510円
30分以上～1時間未満	8,230円	7,940円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	10,900円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 本事業所と連携する場合 要介護1～4（1月につき） 要介護5（1月につき） 要介護1～4（1月につき）准看護師1回以上 要介護5（1月につき）准看護師1回以上 ※月途中の開始については、日割計算となります。	29,610円 37,610円 29,020円 37,020円	-

- (1) 特に定めのない場合については、1利用ごとの金額となります。
- (2) 夜間(18:00～21:59)及び早朝(6:00～7:59)については、所定金額の25%、深夜(22:00～5:59)については、所定金額の50%、割増となります。
- (3) 特に定めのない場合については、サービス従事者が准看護師の場合、算定項目は90/100となります。

算定項目(加算)	訪問看護	介護予防訪問看護
緊急時訪問看護加算Ⅰ(1回/月)	6,000円	6,000円
特別管理加算Ⅰ(1回/月)	5,000円	5,000円
特別管理加算Ⅱ(1回/月)	2,500円	2,500円
長時間訪問看護加算(週3日以上点滴含む)	3,000円	3,000円
ターミナルケア加算(死亡月につき)	25,000円	-
初回加算Ⅰ(1回/月)	3,500円	3,500円
初回加算Ⅱ(1回/月)	3,000円	3,000円
退院時共同指導加算	6,000円	6,000円

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型)は、初回加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算が場合により加算されます。
- (2) 緊急時訪問看護加算Ⅰについては、任意となります。契約されている場合の1月以内1回目の緊急時訪問には、割増料金は加算されません。2回目以降については、この限りではありません。

### 【介護及び医療保険共通の事項】

- ・利用者のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

利用日の前営業日の12時までに連絡あった場合	無料
利用日の前営業日の12時までに連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

### ・交通費

通常の事業の実施地域外	550円(税込)/回
-------------	------------

### 【医療保険が適用される場合】

・利用者が末期がんや難病患者等である場合又は急性憎悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われ、サービス利用料金は、健康保険法に定める医療給付費(医科報酬)に基づいた次の金額となります。

・利用者負担金額は、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額となります。

管理療養費 : 医療・精神医療	
訪問看護管理療養費(月初日の訪問日) 1~3 以外の場合	7,670 円
訪問看護管理療養費(月初日以降の訪問日毎)	2,500 円

基本療養費 : 医療・精神医療(30分以上)		
	週3日まで	週4日以降
訪問看護基本療養費Ⅰ(訪問日毎)・看護師	5,550 円	6,550 円
訪問看護基本療養費Ⅰ(訪問日毎) ・准看護師	5,050 円	6,050 円
訪問看護基本療養費Ⅱ・Ⅲ (訪問日毎)・看護師 同一建物への訪問 同一日2人	5,550 円	6,550 円
同一日3人以上	2,780 円	3,280 円
訪問看護基本療養費Ⅱ・Ⅲ (訪問日毎)・准看護師 同一建物への訪問 同一日2人	5,050 円	6,050 円
同一日3人以上	2,530 円	3,030 円

基本療養費(加算) : 医療・精神医療(30分以上)		
難病等複数回訪問看護加算(同一日2回)	5,550 円	-
難病等複数回訪問看護加算(同一日3回~)	8,000 円	-
精神科複数回訪問看護加算(同一日2回)	4,500 円	-
精神科複数回訪問看護加算(同一日3回~)	8,000 円	-
緊急訪問看護加算1日につき(月14日以内)	2,650 円	-
緊急訪問看護加算1日につき(月15日以内)	2,000 円	-
退院支援指導加算	6,000 円	-
退院支援指導加算(90分以上の場合)	8,400 円	-
退院時共同指導加算	8,000 円	-
特別管理加算(重症度高)(1回/月)	5,000 円	-
特別管理加算(1回/月)	2,500 円	-
長時間訪問看護加算(特別指示書含む)	5,200 円	-
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	-
深夜訪問看護加算	4,200 円	-
訪問看護情報提供料 1. 2. 3	1,500 円	-
訪問看護ターミナルケア療養日Ⅰ	25,000 円	-
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50 円	-
24時間対応体制加算Ⅰ	6,800 円	-
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780 円	-

13. 提供するサービスの第三者評価の実施滋養強について

- (1) 実施の有無 : 無し
- (2) 実施した直近の年月日 : 無し
- (3) 実施した評価機関の名称 : 無し
- (4) 評価結果の開示状況 : 無し

私は、重要事項の説明を受け同意いたしました。  
この説明書の内容を確認したことを証するため、重要事項説明書2通を作成し、利用者と事業者が署名押印のうえ、各々1通を保有するものとします。

説明日 令和 年 月 日 説明者 \_\_\_\_\_

同意日 令和 年 月 日

契約者

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人 (選任した場合)  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(続柄: \_\_\_\_\_ )

事業者 住 所 山口県下関市武久町1丁目46番8号 コーポ武久102号室

事業者名 合同会社 リアン・ココモサ  
事業所名 訪問看護ステーション こきち  
代表者名 道下 由利子 (印)